

令和8年度「全国子ども会安全共済会」について

(1) 年会費

1人 220円

- 【内訳】 全国子ども会安全共済掛金 50円
全国子ども会連合会運営費 20円（子ども会賠償責任保険料を含む）
茨城県子ども会安全事業費 150円（変更前70円、80円の増額）

(2) 対象者

- ・ 単位子ども会、常陸大宮市子ども会育成連絡協議会に所属する方

※ 加入時の年齢制限はありませんが、令和8年4月1日現在で3歳以下の方が加入する場合は、保護者、祖父母または親族（満18歳以上）の加入が必要です。

(3) 補償の対象となる子ども会活動

- ・ 子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（18歳以上の方に限る）または育成会員の管理下にある活動
 - ・ 子ども会の活動計画を実施するために必要な調査および準備のための活動
 - ・ 子ども会活動の一環として参加する研修会、研究会、会議に参加して行う活動
- ※ 活動には、子ども会が指定する集合場所または解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

(4) 共済期間

- ・ 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時までの1年間

(5) 申込方法

- ・ 単位子ども会育成会代表者がとりまとめの上、お申込みください。

【申込先】

- ・ 常陸大宮市子ども会育成連絡協議会事務局
（常陸大宮市役所 3階 常陸大宮市教育委員会生涯学習課内）
- ・ 常陸大宮市美和支所、御前山支所

【申込期間】

令和8年4月1日（水）～30日（木）

※ 令和8年4月1日加入の場合になります。追加加入は随時申込みしてください。

【新規加入者】

- ・ 「共済様式03 加入申込書」にご記入ください。書き切れない場合には、「共済様式04 加入者名簿2」にご記入ください。

【継続加入者】

- ・令和8年度も継続して加入する方は、「継続者・退会者名簿」に誤りがないかご確認の上、ご提出ください。加除修正がある場合には、赤字で修正をお願いします。

【退会者】

- ・退会者は、「継続者・退会者名簿」の退会欄にチェックし、ご提出ください。

【申込みに必要なもの】

提出書類等	備考
1 共済様式03 加入申込書	<ul style="list-style-type: none"> ・5ページ記入例 参照 ・10ページ「単位子ども会番号」参照 ・「1. 加入者数」の人数は、新規加入者と「継続者・退会者名簿」の合計人数を記入してください。 ・「2. 共済掛金等」の送金額の欄は220円×人数の金額を記入し、送金(納金)予定日の欄は記入せずに空欄のまま提出してください。 ・「3. 加入者名簿1」には新規加入者を記入してください。 ・年齢は4月1日現在で記入してください。 ・小学生、中学生、高校生は学年の欄に学年を記入してください。なお、年齢の記入の必要はありません。 ・3歳以下の幼児は3歳以下の欄に○を記入し、同伴保護者No.を記入してください。
2 共済様式04 加入者名簿2	<ul style="list-style-type: none"> ・6ページ記入例 参照 ・共済様式03加入申込書に書ききれない場合に使用してください。
3 継続者・退会者 名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・7ページ記入例 参照 ・今年度の名簿を基に作成し、学年は4月1日現在となっています。 ・継続する方の誤字脱字をご確認ください。 ・加除修正がある場合には赤字で修正をお願いします。 ・退会する方は退会欄にチェック<input checked="" type="checkbox"/>し、提出してください。
4 共済様式05 年間行事計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・8ページ記入例 参照 ・備考の欄に開催予定日を記入してください。なお、開催日が未定や不明等の場合には、「○月開催予定」または「随時」と記入してください。 ・提出後に変更がある場合は、行事の開催前に必ず事務局へ再提出してください。ただし、行事の中止や同月内の変更の場合には再提出の必要はありません。
5 人数分の年会費	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、小学生、中学生、高校生、育成者、指導者、すべて一人あたり220円です。つり銭のないようにご協力ください。

※ 申込期間以降に追加加入者がいた場合も手続きは同じです。追加加入の場合は、「共済様式03 加入申込書・加入者名簿1」に追加対象者のみ記載してください。

※ 転入・転居をされた方で、以前の住所地で子ども会安全共済会に加入していた場合は、「共済様式07新 変更届」の提出が必要です。(9ページ記入例 参照) この場合は、所属のみの変更のため、年会費は新たに発生いたしません。

(6) 万一事故が発生した場合

- ・ 11ページ「事故が起こったら～事故第一報から共済金請求の流れ～」参照

【事故の通知】

- ・ 共済様式20 全国子ども会安全共済会事故第一報報告書」を、事故発生日から30日以内に事務局へ提出してください。

【共済金の請求】

- ・ 共済金請求の発生した日から60日以内に、下表の必要書類を揃えて事務局へ提出してください。
- ・ 必要に応じてその他書類の提出をお願いすることがあります。

共済金請求の必要書類	様式番号	医療共済金	後遺障害共済金	死亡共済金
事故第一報報告書	20	○	○	○
医療共済金請求書兼事故証明書	21	○		
個人情報の取扱いに関する同意書	22	○	○	○
医療費の領収書(写)または診療明細書	—	○		
死亡・後遺障害共済金請求書兼事故証明書	25		○	○
後遺障害診断書	26		○	
死亡診断書または死体検案書	—			○
被共済者の戸籍謄本	—			○

【共済金請求の発生する時】

- ・ 医療共済金 → 平常の生活ができる程度に治った時または事故の発生日から180日を経過した時のいずれか早い時
- ・ 後遺障害共済金 → 被共済者に後遺障害が生じた時
- ・ 死亡共済金 → 被共済者が死亡した時

(7) 共済金額

- ・ 医療共済金 → 健康保険等を提供した医療費総額の30% (支払限度額50万円)
- ・ 後遺障害共済金 → 後遺障害の程度に応じて7万円～600万
- ・ 死亡共済金 → 600万円

(8) 子ども会賠償責任保険について

- ・ 12～14 ページ「賠償責任保険の補償内容のご案内」「賠償責任保険請求の流れ」参照
- ・ 子ども会年会費には、共済掛金の他に子ども会賠償責任保険料が含まれています。
- ・ 子ども会賠償責任保険は、子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたりもしくは他人から預かった財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。
- ・ 万一、子ども会活動中に事故が発生し、損害賠償責任が生じる恐れがある場合には、速やかに事務局へご報告ください。

(9) 様式のダウンロード

- ・ 各種様式は「全国子ども会連合会」ホームページからダウンロードできます。

【共済関係】

URL : https://www.kodomo-kai.or.jp/kyosai_yousiki/

二次元コード→



【賠償責任保険関係】

URL : <https://www.kodomo-kai.or.jp/baiseki/>

二次元コード→



市区町村等子連 受付日	
----------------	--

<加入申込書>

(提出日) 令和 8 年 4 月 20 日

公益社団法人全国子ども会連合会「全国子ども会安全共済会」 令和 8 年度分として申し込みます。

申込後に変更が生じた場合は<共済様式>07変更届をご提出願います。

新規	<input checked="" type="radio"/>
追加	<input type="radio"/>

該当に「○」表示を記入願います。

代表者が自署の場合は
押印不要です。

市区町村等子連	常陸大宮市子ども会育成連絡協議会	
学区・地区	〇〇小学校区	
単位子ども会番号 (フリガナ)	0822500△△ 〇〇〇コドモカイ	
単位子ども会 (フリガナ)	〇〇〇子ども会	
代表者	オオミヤ イチロウ 大宮 一郎	
連絡先	住所	〒 319-2292 茨城県常陸大宮市中富町3135-6
	電話番号	0295-52-1111
子ども会会長名	大宮 さくら (小)・中) 6 学年	

1. 加入者数

新規加入者と継続加入者の合計人数をご記入ください。

種 別	幼児	小学生	中学生	高校生等	育成者等	合計
人 数	5 名	25 名	5 名	2 名	13 名	50 名
	(うちジュニアリーダー数)		3 名	1 名		4 名

高校生等 → 高校生・高校年齢相当 育成者等 → 育成者・指導者・事務局職員

2. 共済掛金等

220円×合計人数の金額です。

送金額 (Ⓢ)	11,000 円	送金(納金)予定日	空欄
---------	----------	-----------	----

Ⓢ 安全共済会掛金等と都道府県・指定都市子連会費等の合計額になります。

3. 加入者名簿 1

新規加入者はこちらにご記入ください。
継続加入者は別紙の「継続者・退会者名簿」をご提出ください。

No.	氏 名	学 年					3 歳以下	同 伴 保 護 者 No.	No.	氏 名	学 年					3 歳以下	同 伴 保 護 者 No.
		幼	小	中	高	育					幼	小	中	高	育		
1	AA	○					○	38	11	AK	○					2	
2	AB	○							12	AL	○					2	
3	AC	○							13	AM	○					2	
4	AD	○							14	AN	○					2	
5	AE	○							15	AO	○					3	
6	AF		○				1		16	AP	○					3	
7	AG		○				1		17	AQ	○					3	
8	AH		○				1		18	AR	○					3	
9	AI		○				1		19	AS	○					4	
10	AJ		○				2		20	AT	○					4	

加入者が20名超となる場合は<共済様式>04 加入者名簿2に超過分をご記入願います。
就学前3年以下の幼児(4月1日現在で満3歳以下)は同伴保護者の同時加入が必須です。

令和6年4月改訂

<個人情報の取り扱いについて>
本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

公益社団法人 全国子ども会連合会 御中

(提出日) 令和 8 年 4 月 20 日

< 加入者名簿2 >

単位子ども会

〇〇〇子ども会

No.	氏名	種別					学年	3歳以下	同伴保護者No.	No.	氏名	種別					学年	3歳以下	同伴保護者No.
		幼	小	中	高	育						幼	小	中	高	育			
21	AU		○				4		41	BO					○				
22	AV		○				4		42	BP					○				
23	AW		○				5		43	BQ					○				
24	AX		○				5		44	BR					○				
25	AY		○				5		45	BS					○				
26	AZ		○				5		46	BT					○				
27	BA		○				6		47	BU					○				
28	BB		○				6		48	BV					○				
29	BC		○				6		49	BW					○				
30	BD		○				6		50	BX					○				
31	BE			○			1												
32	BF			○			1												
33	BG			○			2												
34	BH			○			2												
35	BI			○			2												
36	BJ				○														
37	BK				○														
38	BL					○													
39	BM					○													
40	BN					○													

就学前3年以下の幼児(4月1日現在で満3歳以下)は同伴保護者の同時加入が必須です。

令和6年4月改訂

< 個人情報の取り扱いについて >
 本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
 また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
 ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

令和8年度 子ども会安全共済会 継続者・退会者名簿

単位子ども会番号 0822500△△

R8.4.1現在

単位子ども会名 ○○○子ども会

種別	幼児	小学生	中学生	高校生等	育成者等	小計
継続人数	2	11	3 0	0	4 12	30 25

退会	No.	氏名	種別	学年	3歳以下	保護者氏名
<input type="checkbox"/>	1	○○ ○○ △△	幼		3	17 ○○ ○○
<input type="checkbox"/>	2	○○ ○○	幼			
<input type="checkbox"/>	3	○○ ○○	小	1		
<input type="checkbox"/>	4	○○ ○○	小	2		
<input type="checkbox"/>	5	○○ ○○	小	2		
<input type="checkbox"/>	6	○○ ○○	小	3		
<input type="checkbox"/>	7	○○ ○○	小	3		
<input type="checkbox"/>	8	○○ ○○	小	4		
<input type="checkbox"/>	9	○○ ○○	小	4		
<input type="checkbox"/>	10	○○ ○○	小	5		
<input type="checkbox"/>	11	○○ ○○	小	5		
<input type="checkbox"/>	12	○○ ○○	小	6		
<input type="checkbox"/>	13	○○ ○○	小	6		
<input checked="" type="checkbox"/>	14	○○ ○○	中	1		
<input checked="" type="checkbox"/>	15	○○ ○○	中	1		
<input checked="" type="checkbox"/>	16	○○ ○○	中	1		
<input type="checkbox"/>	17	○○ ○○	育			
<input type="checkbox"/>	18	○○ ○○	育			
<input type="checkbox"/>	19	○○ ○○	育			
<input type="checkbox"/>	20	○○ ○○	育			
<input type="checkbox"/>	21	○○ ○○	育			
<input type="checkbox"/>	22	○○ ○○	育			
<input type="checkbox"/>	23	○○ ○○	育			
<input type="checkbox"/>	24	□□ ○○ ○○	育			
<input type="checkbox"/>	25	○○ ○○	育			
<input type="checkbox"/>	26	○○ ○○	育			
<input checked="" type="checkbox"/>	27	○○ ○○	育			
<input checked="" type="checkbox"/>	28	○○ ○○	育			
<input type="checkbox"/>	29	○○ ○○	育			
<input type="checkbox"/>	30	○○ ○○	育			

【種別】
 幼 児 = 幼
 小学生 = 小
 中学生 = 中
 高校生 = 高
 育成者 = 育

(提出日) 令和 8 年 4 月 20 日

市区町村等子連 受付日	
----------------	--

所属の市区町村等子連に提出願います。

新規	<input checked="" type="radio"/>
追加・変更	<input type="radio"/>

(該当に「○」表示してください)

令和 8 年度〈年間行事計画書〉

市区町村等子連	常陸大宮市子ども会育成連絡協議会
単位子ども会	〇〇〇子ども会
単位子ども会番号	0822500△△
担当者	大宮 一郎
連絡先電話番号	0295-52-1111

全国子ども会安全共済会規程に基づき、年間行事計画書を提出します。

【行事・活動名】

行事・活動名	備考
新会員歓迎会	〇〇自治会館 4/11開催
駅伝大会	〇〇小学校 6/20開催
大宮神社 夏祭り	大宮神社 7/25開催
七夕祭り	本用紙に記入しきれない場合は、本用紙をコピーしてご使用ください。 行事・活動名は必ず記入願います。 行事・活動の追加があった場合も同様に本用紙の「追加・変更欄」に「○」を付けて記入して市区町村子連に提出してください。 行事実施日前に本用紙が都道府県・指定都市子連に届くように早めに提出願います。 備考欄は必要に応じて活用してください。空欄でも問題ありません。
工場見学	
ドッジボール大会	
秋祭り	
ソフトボール大会	
クリスマス会	〇〇自治会館 12月開催予定
新春かるた大会	〇〇自治会館 1月開催予定
ドッジボール・ソフトボールの練習	
ラジオ体操	
市子連行事への参加	

行事実施前に必ずKYT（危険予知トレーニング）を実施願います。

年間行事の追加・変更が判明した段階で本様式に追加変更内容を記載して市区町村等子連経由して都道府県・指定都市子連に提出願います。

〈個人情報の取り扱いについて〉
 本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

令和8年1月
改訂

市区町村等子連 受付日	
----------------	--

変更届 (単位子ども会用)

都道府県・指定都市 子連受付日	
--------------------	--

(提出日) 令和 8 年 7 月 15 日

市区町村等子連	常陸大宮市子ども会育成連絡協議会
単位子ども会	〇〇〇子ども会
単位子ども会番号	0822500△△
担当者	山方 太郎
連絡先電話番号	0295-57-2111

全国子ども会安全共済会規程に基づき、次のとおり変更届を提出いたします。

1. 転入届 (転入者を受け入れた子ども会が提出)

転入者	新会員 NO.	氏名	種別	学年	3歳 以下	転入 月	転入 日	転入先 子連	旧所属団体	
									単位子ども会	単位子ども会NO
	51	美和 連	小	3		7 月		常陸大宮市子連	△△子ども会	0822500□□
	52	美和 結菜	幼			7 月		常陸大宮市子連	△△子ども会	0822500□□
	53	美和 結衣	幼		○	7 月		常陸大宮市子連	△△子ども会	0822500□□
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;"> 3歳以下の幼児の場合はここに「○」表示をお願いします。 </div>										
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;"> 種別欄は「幼」「小」「中」「高」「育」と表示してください。 </div>										
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content;"> 転入した会員のNo.・氏名を記入してください。 </div>										

2. 加入者名簿の変更・訂正

変更・訂正 する 加入者	会員NO.	氏名	変更・訂正内容
		030	緒川 ゆうな
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 変更・訂正する会員のNo. 氏名を記入してください。 </div>			<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> 変更訂正する内容を記入してください。 </div>

3. 代表者変更

(新)			(旧)		
(フリガナ) 代表者	ヤマガタ タロウ 山方 太郎		(フリガナ) 代表者	オオミヤ イチロウ 大宮 一郎	
連絡先	住所	〒 319 - 2292 茨城県常陸大宮市中富町〇〇〇〇-△	連絡先	住所	〒 319 - 2292 茨城県常陸大宮市中富町3135-6
	電話番号	0295-57-2111		電話番号	0295-52-1111
変更日	7月1日				

令和5年1月改訂

〈個人情報の取り扱いについて〉
 本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。
 また、上記の利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
 ただし、保健医療等の特殊な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

令和8年度 常陸大宮市子ども会育成連絡協議会 単位子ども会番号

No.	小学校支部名	単子数	単位子ども会番号	子ども会名
1	村田小	1	082250001	小場区子ども会
2	大宮小	1	082250002	わんぱく・南子ども会
3	大賀小	1	082250003	大賀子ども会
4	美和小	4	082250004	檜沢子ども会
5			082250005	高部表子ども会
6			082250006	小田野子ども会
7			082250007	とりの子子ども会
8	御前山小	1	082250008	おひさま子ども会

※ 令和8年度から番号が変更となりますのでご確認ください。

事故が起これば

～事故第一報から共済金請求の流れ～

最初に事故の報告を 事故第一報の手続き Step1



請求できるようになったら 共済金請求の手続き Step2

事故第一報報告書<共済様式>20
に必要事項を記入し、単位子ども
会代表者に速やかに提出。

請求をする人
・被共済者
・共済金を受け取る人

請求権発生後、下記表の必要書類を整備
し、単位子ども会代表者に提出。

記載内容を確認。
市区町村等子連に提出。

単位子ども会
代表者

記載内容を確認。
市区町村等子連に提出。

記載内容を確認。
都道府県・指定都市子連に提出。

市区町村等子連

記載内容・必要書類の有無を確認。
市区町村等子連名・市区町村等子連使用欄
を記入。
都道府県・指定都市子連に提出。

記載内容を確認。
死亡・後遺障害等の場合は
全国子ども会連合会に提出。

都道府県
政令指定都市子連

記載内容・必要書類の有無を確認。
都道府県・指定都市子連使用欄を記入。
都道府県・指定都市子連名・代表者名を記入・捺
印し、全国子ども会連合会に一件書類を提出。

記載内容を確認。

全国子ども会連合会

請求書類に基づき審査を行い、請求完了日から
60日以内に共済金を支払います。
請求者と市区町村等子連に、支払通知を送付し
ます。
(特別な照会又は調査が不可欠の場合は、支払いまで60日
以上の日数を要することがあります。)



様式については各県市
子連へお尋ねくださ
い。また全国子ども
会連合会ホームページ
にもご用意しています。

共済金請求の必要書類	様式番号	医療共済金	後遺障害 共済金	死亡 共済金
事故第一報報告書	20	○	○	○
医療共済金請求書兼事故証明書	21	○		
個人情報の取扱いに関する同意書	22	○	○	○
医療費の領収書(写)又は診療明細書	-	○		
死亡・後遺障害共済金請求書兼事故証明書	25		○	○
後遺障害診断書	26		○	
死亡診断書又は死体検案書	-			○
被共済者の戸籍謄本	-			○

※必要に応じて他の書類の提出をお願いすることがあります。

子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

[施設所有(管理)者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約・特約の一部不適用に関する特約(施設所有(管理)者用)・借用イベント施設損壊補償特約・借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約セット]

この保険は

- ①「公益社団法人全国子ども会連合会」が保険料を負担し契約をしているものであり、主な補償内容をご案内するものです。(加入をおすすめするものではありません。)
- ②この保険は「子ども会活動中」の事故により、主催者(注1)以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたり、もしくは他人から預かった財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している主催団体(注2)や指導者等(安全共済会加入者に限る)(注3)が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

(注1)主催者とは、全子連および主催団体の役員、全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会会員名簿に記載された指導者(満18歳以上の者に限ります)、育成者および仕事を委嘱された者で、主催者業務を行う者をいいます。

(注2)主催団体とは都道府県、指定都市、市区町村等の子ども会連合組織および単位子ども会をいいます。

(注3)指導者等とは全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会会員名簿に記載された指導者(満18歳以上の者に限ります)、育成者および仕事を委嘱されたものをいいます。

・この保険は各子ども会行事の主催者側の賠償を補償するものであり、主催者側でない、ただ行事に参加しているだけの会員の賠償を補償するものではありません

・主催者業務を行う者が主催者となるため、行事ごとに主催者は変わります。

お支払いする保険金の種類

損害賠償金

被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

争訟費用

損害賠償額の争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは講師に必要な手続きをするために要した費用

権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に損害額の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用

協力費用

引受保険会社が損害賠償請求者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用

保険金をお支払いできない場合

- ①保険契約者または被保険者の故意による事故の損害賠償責任
- ②子ども会活動に参加するまでの往復中の事故の損害賠償責任
- ③被保険者と他人との間に損害賠償についての特別な約定がある場合、その約定により加重された損害賠償責任
- ④全子連および主催団体の役員ならびに指導者等が、自らが主催者として参加する子ども会活動によって被った身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑤子ども会活動に参加している子どもの行為により全子連および主催団体の役員ならびに指導者等が被った身体障害に対する損害賠償責任
ただし、満18歳未満の者が被った身体の障害に起因する損害を除きます。
- ⑥全子連および主催団体が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑦被保険者が販売または提供した商品・飲食物などに起因する損害賠償責任
- ⑧自動車、航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます。)、施設外における船・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任

※この保険は法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いするものです。そのため、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は対象外となります。

(例)スポーツ活動中に競技者同士が起こした事故(正当な競技規則に従って行為していた場合)や闘争行為(喧嘩)により発生した事故は法律上の損害賠償責任が発生しないため対象外となるのが一般的です。

■取扱代理店

株式会社 保険代行者
〒141-0031
東京都品川区五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL 03-6631-4366 FAX 03-6631-4367

■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課
〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 03-6734-9608 FAX 03-6734-9609

(2021年12月承認) B21-103242

子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

〔施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約・特約の一部不適用に関する特約（施設所有（管理）者用）
・借用イベント施設損壊補償特約 ・借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約セット〕

- 保険期間（ご契約期間） 令和5年4月1日午後4時から令和6年4月1日午後4時まで
- 保険金額（ご契約金額） お支払い金額は以下のとおりです。

◆ 施設所有（管理）者賠償責任保険

（借用イベント施設損壊補償特約＋借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約セット）

身体 障害	1名につき	1億円	免責金額 なし	財物 損壊	1事故 につき	200 万円	免責金額 1,000円
	1事故 につき	5億円					

借用イベント 施設損壊補償特約

他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什（じゅう）器備品の不測かつ突発的な偶然な事故による損壊について負担する法律上の損害賠償責任を補償します

財物損壊は、建物と同時に賃借した什器備品が補償対象になります。
 ・公民館（建物）を借りたと同時に公民館に備え付けのマイクを借用して使用中に壊してしまった。
 ・体育館（建物）を借りたと同時に体育館に備え付けのバレーボールネットを借用して使用中に壊してしまった。

施設所有（管理）者賠償責任保険の「借用イベント施設損壊補償特約」でお支払いとなりますので1事故につき免責1,000円が適用されます。

◆ 受託者賠償責任保険

財物損壊	1事故・ 保険期間中 につき	1,000万 円	免責金額 3,000円
------	----------------------	-------------	----------------

受託物（レンタル品を含む）を保管施設外において運送している間（積込みもしくは積卸し作業または積卸し後の荷役作業を含みます）の受託物の破損に起因する損害賠償責任を補償します

外部から賃借したモノ（建物と同時に賃借したわけではないモノ）について
 運送中も含めて補償対象になります。
 ・運動会時に借りたテントを壊してしまった
 ・お祭り開催時に借りた山車を壊してしまった
 ・廃品回収時に借りたリヤカーを壊してしまった
 ※借用した自動車は補償対象外です。

いずれも「建物と同時に賃借したモノ」ではないため、受託者賠償責任保険でのお支払いとなります。
 ・1事故について免責金額3,000円が適用されます。（財物損壊）
 また全子連全体で保険期間中1,000万円がお支払いの限度額となります。

※過失割合に応じ保険金をお支払いします。またこの保険には被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

（注）免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。（被保険者の自己負担となります。）

このチラシは概要を説明したものです。詳しくは施設所有（管理）者賠償責任保険および受託者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意しておりますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■ 取扱代理店

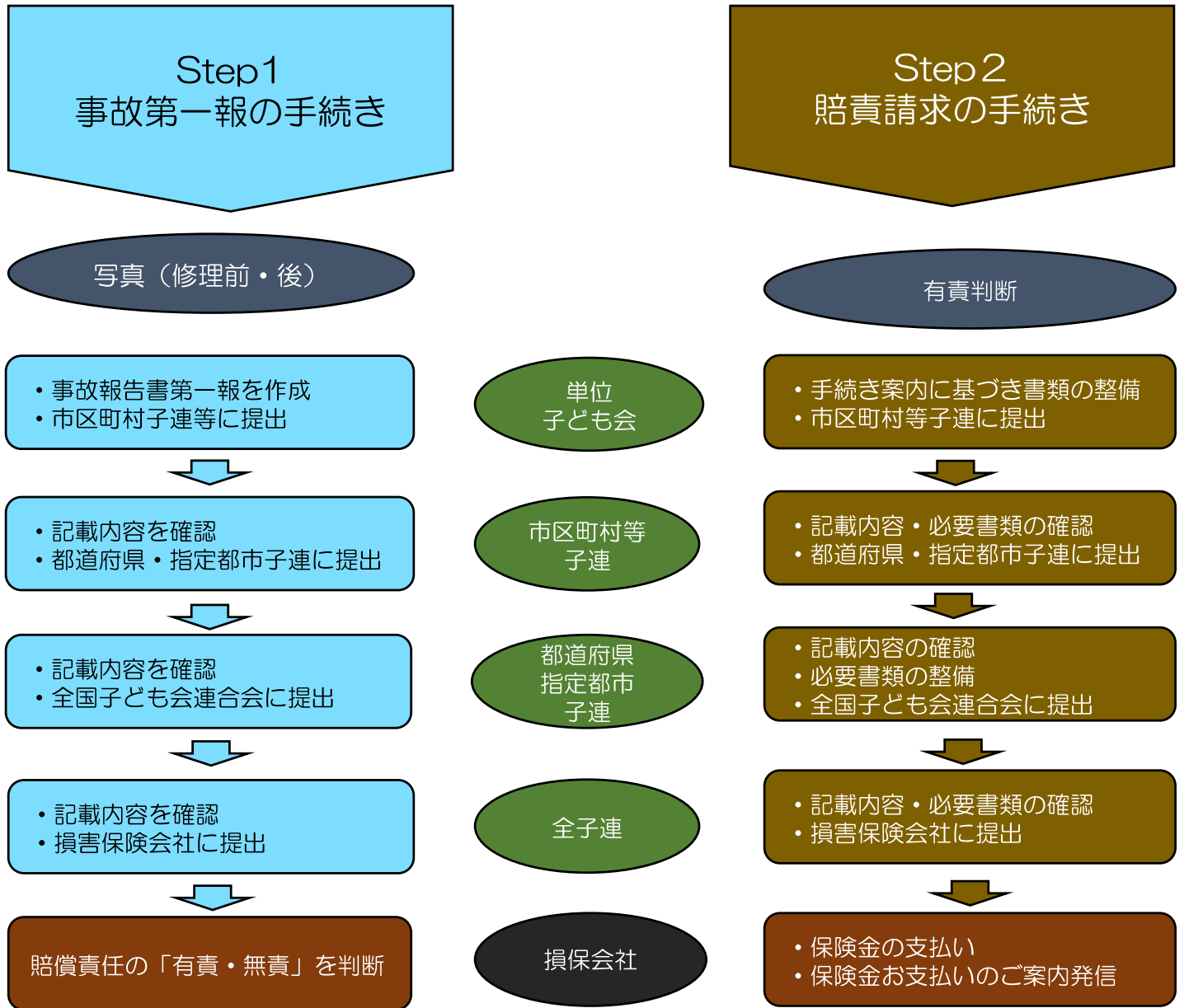
株式会社 保険代行者
 〒141-0031
 東京都品川区五反田3-7-14 三信ビル9F
 TEL 03-6631-4366 FAX 03-6631-4367

■ 引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課
 〒103-8250
 東京都中央区日本橋3-5-19
 TEL 03-6734-9608 FAX 03-6734-9609

賠償責任保険 請求の流れ

事故が起これば ～第一報から賠償責任保険金請求の流れ～



必要書類(全子連HPに掲載されています)

様式番号	様式名
賠償-1	子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》
賠償-2	賠償責任保険 保険金請求書
賠償-3	委任状
賠償-4	お客様の情報に関するお取扱い 兼 同意書
賠償-5	賠償責任事故解決通知書
賠償-6	損害賠償に関する承諾書(免責証書)
賠償-7	全国子ども会賠償責任保険に係る証明書類について
賠償-8	写真・修理明細(見積書)・請求書・領収書貼付用紙